

騒音訴訟記録 N.O. 6

マンション・

子どもの足音騒音訴訟

(平成17年提訴、平成19年判決)

1. 事案の特徴・概要

^ 特徴 ^

- ① 上階の子どもの足音がうるさいと提起された床衝撃音訴訟で、下階の原告が勝訴した実質初めての事例。
- ② 被告側が途中から裁判に出頭しなくなり、その懲罰的意味合いも含む判決が下された事例。

^ 概要 ^

マンション1階に住む高齢者夫婦が、新たに直上階に入居してきた家族の男児の走る音や飛び跳ねる音がうるさく、不眠や咽喉頭異常感などの被害を受けたとして、損害賠償請求を提起し、認められた事例である。マンションは片廊下タイプの6階建て

であり、1階の原告の居宅は分譲住宅、上階の被告宅は賃貸住宅であった。マンションの床の厚さは150mmであり、当時としては標準的な厚さではあったが、床衝撃音の性能に関しては、上階で飛び跳ねたり走つたりすれば、下階にかなり大きな音が響く程度の建物であった。

男児は当時3～4歳であり、その足音や飛び跳ねる音は日常的に発生し、時には深夜にも及んだ。下階の原告は、足音に配慮してくれるように被告に再三頼んだが、被告はこれを無視し、時には乱暴な言い方で反論することもあった。原告は1年間の騒音の記録をつけた後、裁判所に損害賠償請求の提訴を行った。

裁判では、上階からの子どもの足音が受忍限度を超えていたかどうかが争われたが、被告は、裁判の途中から出廷をしなくなり、住んでいたマンションからも引っ越した。そのような経緯もあり、判決では原告の主張が認められ、被告に損害賠償を課す判決が言い渡された。更に、判決内で、夜間及び深夜には、原告宅に騒音が及ばないように被告の長男をしつけるなど住まい方を工夫し、誠意のある対応を行うのが当然であると判示した。

音が階下に響かないように子どものしつけを行うことは当然とした判決に、新聞等のマスコミは注目し、大きな話題となつた。ただし、判決には、裁判に出廷しない被告に対する懲罰的な意味合いも含まれ、床衝撃音のみに関する判決という訳ではない。なお、これまで床衝撃音関連の訴訟は幾つか行われているが、下階の原告が勝訴したのは実質上、これが最初の事例である。これらの訴訟結果の推移については本章第4節で整理している。

2. トラブル発生から訴訟、判決までの詳細経緯

マンションの構造、性能

トラブルの現場となつたのは、鉄筋コンクリート造6階建てのマンションであり、昭和62年9月に竣工した築10年(当時)の建物であり、全面タイル張りの外装を施した外観のため、殆ど古さを感じさせなかつた。正面に独立したエントランス専用の建物があり、そこを抜けると改めてマンションの入り口があつてエレベーターホールに至るという動線になつてゐる。玄関周りには、よく手入れのされた植栽が配置され、外観と合せて高級感を感じさせるマンションだつた。

幹線道路からは200メートルほど脇に入つてゐるため比較的静かな場所であり、マンションの前は幹線道路から連なる片側1車線のバス通りとなつてゐるが、朝晩以外は殆ど人通りもないような場所であつた。周りは、やや古くなつた昔ながらの1戸建ての住宅と、多分同時期に開発されたと思われる中層の集合住宅が何棟か混在する閑静な住宅地であつた。当該マンションが建つ地域は、第1種中高層住居専用地域

であり、その環境基準値は朝夕、夜間が45dB、昼は50dBである。

住戸の間取りは3LDK、床面積72平

方メータードアのファミリー向けマンションで

ある。南側のベランダ側にリビングとダイニングが並んで取られており、陽当たりも開放感も十分であつた。床衝撃音の性能を決定する床のコンクリートの厚みは、当時の標準的な厚みである150mm、床の仕上げは、居間および洋室部分は厚み8mmのフェルト下地にカットパイルカーペット7ミリであり、和室は厚さ55mmのスタイル口畳敷きであつた。

このマンションの床衝撃音性能は、裁判ではL60、建築学会の適用等級で3級と判示しているが、筆者が床構造の詳細や間取りまで考慮して性能を計算してみたところ、子供の飛び跳ねなどの重量床衝撃音はL55、2級であることが推定できた。2級といつても、上階で子どもが走つたり、飛び跳ねたりすれば下の部屋に音が響き、十分に苦情が出る可能性の高い性能である。現在の新築マンションの標準的な床の厚みは200mm~250mmであるから、現在よりはやや性能的に劣る建物と言える。なお、軽量床衝撃音は床仕上げの柔

らかさで性能が決定するため、居間などの仕上げの場合にはL40以上の性能となり、全く問題ない。

床衝撃音の発生

トラブルの発生から判決に至るまでの大きな時系列の出来事を表6-1に示した。

上階からの子どもの足音がうるさいと訴えた原告・男性(当時62歳)は、平成8年7月29日に当該建物の1階107号室を購入し、妻と2人で入居した。その後の平成16年2月に、被告・男性(当時32歳)が原告の直上階207号室に、賃貸住宅だつた部屋を借りて入居した。その2ヵ月後、4月になつて被告の子供が遅れて同居を始めた、家族は、夫婦と3~4歳の男児を含めた3人となつた。被告の家族が入居した折に、階下の原告の所に引越しの挨拶などではなく、その後も近所つき合いのものも一切なかつた。賃貸住宅であつたため、特に近所付き合いは重要視していなかつたものと考えられる。

207号室には、被告らが入居する以前に3組の住人が入れ替わり住んでいたが、原告らは上階からの音を特にうるさいと感

表6-1 トラブルの時間的な経緯

年月	原告側	被告側	測定等、備考
昭和62年 (1987)	9月	マンション竣工	
平成8年 (1996)	7月	マンション1階(107号)を分譲にて入居	
平成16年 (2004)	2月	マンション2階(207号)に賃貸にて入居	
	3月	管理組合に依頼して騒音注意の書面を全戸配布	
	4月	妻、長男が同居開始	
	手紙を被告宅へ投函	手紙の返事を原告宅に投函	
	5月	被告宅を訪ね、話し合い	
	6月	被告と出会い時に要求	
	掲示板に注意書面を掲示		
	7月	注意書面を全戸配布	警察官等も臨場
	9月	室内で騒音測定開始	C特性での記録後、A特性に換算
平成17年 (2005)	4月	調停申立(被告御拒否により不成立)	
	8月	騒音測定終了	
	10月	妻が通院加療	
	11月	マンションを退去	
	12月	地裁へ提訴	
平成18年 (2006)	-	(訴訟継続)	
平成19年 (2007)	8月	陳述書不提出口頭弁論に不出頭	
	10月	判決(原告勝訴)	

じたことはこれまでなかつたという。また、子どものいる家庭が入居したのも今回が初めてであつた。

被告が上階に入居後、下階の原告の部屋に頻繁に騒音が響くようになった。被告自身が、下に音が響くことには全く無頓着だつたようであり、原告は管理人に相談し、同年3月4日に、上階からの音に配慮するよう注意を呼びかける書面をマンション各住戸に配つてもらつた。

被告の子供が入居すると、室内を走り回つたり、飛び跳ねたりする音などが頻繁に響くようになつた。上階からの足音は改善されるどころか、夜の10を過ぎても音は響いてくるし、時には深夜近くの時もあつた。原告は苛立ちのあまり、天井近くの壁をドンドンと叩いて注意を促したこともあつた。原告は、被告の子供が外で遊んでいたのを見たことがなかつたため、昼に外で遊ばせないから、夜いつまでも部屋の中で騒ぐのだと思つて苛立ちを募らせた。

トラブルのエスカレート

平成16年4月には、原告は騒音に配慮してくれるようにとのお願いの手紙を書き、被告宅の郵便受けに投函した。その返

事はすぐにあり、その手紙が原告宅の郵便受けに投函されていた。その内容は概ね次のようなものであった。

「こちらは普通に生活しているだけで、特に音などは立てていない。もし足音が響くというなら、それはこの建物の構造のせいである、それを私等が音をだしているというのは、言いがかりだ。それより、そっちこそ天井を棒で突付くなどしたではないか。二度とこんな手紙は送つてこないようになお、この手紙に対する返事はいらない」

その後、同年5月には、原告が被告宅を訪れ、静かにしてくれるよう話し合いを行つたが、被告は「これ以上静かにすることは出来ない。文句があるなら建物に言ってくれ」とい、乱暴に突っぱねた。6月に原告が外で被告に会つた時にも配慮を求めたが、「これ以上は静かに出来ない。警察でも何処へでも行けばいい。どうせ誰

も何もやつてくれない」と怒鳴られた。

同じ6月には、原告は管理組合に申し入れを行い、日常の生活音について配慮することを求める書面を掲示板に掲載し、7月には同様の内容のチラシをマンションの各戸に配布した。更に原告は、他のマンション居住者にも声をかけ、警察にも立ち会い

を求め音を聞いてもらうなどしたが、特に解決には繋がらなかつた。

原告は、知り合いのマンション管理士や、ホームページで調べたマンションNPOにも相談してみたが、特にこれといった解決策は教えてもらえなかつた。警察には計8回も電話し、区の環境保全課にも訴えたが、こちらも、これといった対応はしてもらえなかつた。要は、マンションの入居者同士の問題だから、そちらで解決して下さいということだつた。ただ警察では、この種のことはやはり話し合いで解決するのが一番だから、裁判所の調停に申し込んでみたらどうかということを、何回目かの電話で聞かされた。

早速、原告は簡易裁判所へ調停の申請を行つた。しかし暫くして、裁判所から相手が調停を拒絶した旨を知らされただけで、調停には至らなかつた。

原告は、マンションの管理会社にも相談したが、もう訴訟で解決するより他にないといわれ、裁判で決着をつけることを決意

した。この準備として上階からの音の記録を残すため騒音の測定を開始した。測定記録は、夜7時以降に60dB以上となる騒音の発生時間と大きさをメモしたものであり、平成16年9月21日から翌年の9月17日まで約1年に亘る膨大なものであつた。この時の測定は、騒音計の特性を間違つてC特性で測定したが、裁判では、専門委員（音響工学が専門の大学教授）の判定により測定結果からマイナス12dBとすればA特性の騒音レベルに換算が可能であるとして、原告測定結果は信頼できると判定された。この結果では、50～65dBの騒音が午後7時以降、深夜にもしばしば発生していることが示されていた。

これらの準備の下、原告は平成17年1月に、地方裁判所に不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟を提起した。慰謝料200万円及び弁護士費用40万円の合計240万円の請求訴訟である。

裁判の争点は、上階からの子供の走り回り、飛び跳ねなどの音が一般社会生活上、原告が受忍すべき限度を超えていたか否かである。

裁判でのやり取り

原告の主張は次の通りである。

被告が平成16年2月に被告住戸に転居

して以来、被告住戸からの音が原告住戸に頻繁に及ぶようになった。その音は、當時50～65dBの大きさであり、午後7時以降、深夜にもしばしば発生した。音は、バシバシと踏みしだくような、叩きつけるような音で、廊下を何度も行ったり来たりして走る音である。自分も若い頃は子供がいたが、その時でも下の階から何か言われたことはない。被告の住戸には、以前にホストクラブのホスト7、8人が住んでいたことがあったが、その時よりも音が大きかった。

原告は再三にわたり、音に配慮してくれるように被告に要請し、マンションの管理組合からも注意や要請があつたにもかかわらず、被告は乱暴な物言いで反論するだけであり、一向に改善する意思を見せなかつた。これにより、原告の妻は安眠を妨害され、咽喉頭異常感、食欲不振、不眠に陥つて通院治療を余儀なくされた。これは、一般社会生活上、受忍すべき限度を超えているものである。

これに対し、被告の主張は次の通りである。被告は、長男が原告住戸に音を生じさせないように細心の注意を払うとともに、

床にマットやカーペットを敷くなどの対処をしていた。長男は、平成16年4月に被告住戸に同居を開始し、その後10日から15日の間は被告住戸に慣れず、午前零時から1時ころまで起きていたが、それ以降はほぼ毎日午後10時ころには就寝している。原告が一方的に被告の言い分を聞かず静かにするようになると、原告に對し、これ以上は静かにできない、文句があるなら建物に言うようにと述べたものである。

判決では、被告の交渉の態度が大きく取り上げられた。まず、マンションの床の性能はLH60、3級程度でやや劣る水準であるとし、その上で、夜間や深夜は長男をしつけるなど住まい方を工夫し、誠意のある対応を行うのが当然であるにも拘らず、被告は原告に挨拶もしないし、近所付き合いもしないという態度であり、原告の申し入れにも改善する意思を見せなかつたと被告を非難した。判決文では次のように記述している。

『被告の子供の足音等に対する原告からの再三にわたる注意、要請に対し、被告は一向に改善する意思をみせなかつた。これは

本件で最も問題とされるべき点である。相互の人格権を尊重し、夜間、深夜は長男をしつけるなど住まい方を工夫し、誠意のある対応を行うのが当然である。音の大きさも50～65dBとなり、深夜に発生することもしばしばであり、これらを勘案すると、騒音は受忍限度を超えていると判断される。』

これにより、被告に賠償金30万円、弁護士費用6万円の計36万円の支払いが命じられた。金額は大きくなはないが、子どもをしつけるべきとの判決は、多くの新聞で取り上げられ、大きな話題となつた。

なお、訴訟が始まる前の平成17年11月17日に被告はマンションを退去している。被告なりに、トラブルからの飛び去りを決めたのだろう。被告は、弁論手続準備中に一度出頭したが、その後は、裁判所の指示にも拘わらず陳述書の提出をせず、口頭弁論にも出席しなかつた。これらの態度に対する懲罰的な意味も込めて、原告勝訴の判決が出されたと考えられる。

3. 訴訟の判決文

主文

1 被告は、原告に対し、36万円及びこれに対する平成17年12月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを6分し、その5を原告の、その余を被告の負担とする。

4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1. 住居の境界上において、45dB以上の騒音を進入させてはならない。

2. 慰謝料として損害賠償金240万円（うち弁護士費用40万円）および、これに対する平成17年12月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 爭いのない事実等（末尾に証拠等の記載されていない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、平成8年7月29日、東京都××区a b丁目所在のマンションであるc（以下「本件マンション」という。）の別紙物件目録記載1の建物（その広さは3LDKである。以下「原告住戸」という。）をその妻と共に各持分2分の1の割合で買収受け、そのころから妻と共に原告住戸に居住している。

被告は、平成16年2月ころ、原告住戸の階上の別紙物件目録記載2の建物（その広さは3LDKである。以下「被告住戸」という。）を他から賃借してそこに居住し、少なくとも同年4月ころ以降は、妻、長男（当時3から4歳）と被告住戸に同居していたが、平成17年11月17日に妻、長男と共に被告住戸を退去した。

(2) 本件マンションの敷地は第1種中高層住居専用地域に属しており、本件マンションの北側には、駐車場を置いて片側1車線の道路があるが、本件当時の原告住戸の暗騒音は、27～29dBである（甲25、弁論の全趣旨）。

2 原告は、被告に対し、被告住戸から

原告住戸に及んだ子供が廊下を走ったり、跳んだり跳ねたりする音（以下「本件音」という。）が受忍限度を超えていると主張

して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料200万円及び弁護士費用40万円の合計240万円並びにこれに対する不法行為の後である平成17年12月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

3 爭点及びこれに関する当事者の主張

本件音が、一般社会生活上原告が受忍すべき限度を超えていたか否か
(原告の主張)

被告が平成16年2月ころに被告住戸に転居して以来、被告住戸から本件音が原告住戸に及ぶようになつた。都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号、以下「本件条例」という。）は、第1種中高層住居専用地域につき、音源の存在する敷地と隣地との境界線における音量を、午前6時から午前8時まで45dB、午前8時から午後7時まで50dB、午後7時から午後11時まで45dB、午後11時から翌日午前6時まで45dBと規制しているが、本件音は、ほぼ毎日夜間を含め、上記規制を超えてい

る。

被告は、原告及び本件マンションの管理

組合から再三にわたり注意や要請を受けたにもかかわらず、一向に改善する意思を見せなかつた。これは、本件で最も問題とされるべきである。

以上によれば、本件音が、一般社会生活上原告が受忍すべき限度を超えていたといふことができる。

（被告の主張）

原告の上記主張は争う。

被告は、その長男が原告住戸に音を生じさせないように細心の注意を払うとともに、床にマットやカーペットを敷くなどの対処をしていた。被告の長男は、平成16年4月に被告住戸に同居を開始し、その後10日から15日の間は、被告住戸に慣れず、午前零時から1時ころまで起きていたが、それ以降はほぼ毎日午後10時ころには就寝していた。被告は、原告が一方的に被告の言い分を聞かずに静かにするようにと言つただけであるので、原告に対し、これ以上は静かにできない、文句があるなら建物に言つようなど述べたものである。

以上によれば、本件音が一般社会生活上原告が受忍すべき限度を超えていないといふことができる。

第3 当裁判所の判断

1 第2の1の争いのない事実等、証拠（甲1、甲4「枝番を含む」、甲5の1から5まで、甲7、甲8の1から3まで、甲12、甲13の3及び6、甲15、甲18、甲24、甲26の2の1から4まで、乙2、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件マンションは、昭和63年6月ころに建築されたものであり、その2階の床の構造は、150mm厚のコンクリートスラブ、その上の居間の仕上げがフェルト8mm下地の上にカットアンドパイルカーペット毛足7mmの敷き込み、和室の仕上げが防湿シートとスタイル畳55mmであり、重量床衝撃音遮断性能（標準重量床衝撃源使用時）は、LH・60程度であり、日本建築学会の建築物の遮音性能基準によれば、集合住宅の3級すなわち遮音性能上やや劣る水準にある。

本件マンションの所在する土地は、第1種中高層住居専用地域に属しており、本件マンションの北側には、駐車場を挟んでバスも通行する片側1車線の道路が存在する程度であり、本件当時の原告住戸の暗騒音

は、27～29dB程度である。

(2) 原告は、平成8年7月29日、その妻と共に各持分2分の1の割合で原告住戸を買い受け、そのころから妻と共に原告住戸に居住していた。被告は、平成16年2月ころ、原告住戸の階上の被告住戸を賃借してそこに居住し、少なくとも同年4月ころ以降は、妻、長男（当時3から4歳）と被告住戸に同居していた。被告が被告住戸に居住を開始する前は、被告住戸から原告住戸に及ぶ音は、とりたてて問題とするものではなかつたが、被告が被告住戸に居住を開始して以来、その長男が被告住戸にいるときは、同人が被告住戸を走り回ったり、跳んだり跳ねたりすることが多くなり、本件音を原告住戸に及ぼすようになつた。被告は、被告住戸に入居するに際して原告住戸に挨拶をしておらず、原告との間で近所づきあいもなかつたため、原告は、本件マンションの管理人に相談し、その結果、本件マンションの管理組合名で、本件マンションの各戸に音、特に、子供が室内を走り回つたり、飛び跳ねたりする音などに注意するように呼びかける内容の同年3月4日付け書面が配布された。しかし、本件音の状況が改善されないので、原告は、上記

管理人と相談し、同年4月22日、被告あてに、子供が室内や廊下を走つたり、跳ねたりする音が原告住戸に響いて困つているので配慮をお願いする旨の手紙を被告住戸に投函した。被告は、末尾に謝罪文言は記載しているものの、被告住戸から原告住戸に本件音が及んだ際に、原告が原告住戸から天井を物で突いたことを非難する内容の手紙を原告住戸に投函した。原告は、同年5月、被告住戸を訪ね、被告と話し合つたが、その際、被告は、これ以上静かにすることはできないので、文句があるなら建物に言つてくれと乱暴な口調で突っぱねた。その後、原告が被告住戸に本件音につき抗議に行つても、被告は応対しなくなり、同年6月22日、原告が原告住戸付近で被告と出会つて騒音に対する配慮を求めた際、被告は、本件音が原告住戸に及ばないよう努めているが、これ以上は努力することができない、被告も被告住戸にいる時があるから本件音のことは知つていて、原告はうるさい、原告が被告に直接訴えても無駄であるから、他の人に訴えるようにと乱暴な口調で言い、原告の妻が被告と会つた際に静かにして下さいと被告に頼んでも、被告は、警察でもどこでも行けばよい、ど

うせ理事会では何もしてくれないのでだろうと言つたりするなど原告の申入れを取り合おうとしなかつた。本件マンションの管理組合は、原告の申入れに基づき、同年6月28日に日常の生活音について配慮することを求める内容の書面を掲示板に掲載したり、同年7月17日に本件マンションの各戸に配布したりし、原告は、本件マンションの管理会社や警察にも相談し、警察官も数回本件マンションを訪れたが、解決には至らなかつた。

そこで、原告は、本件マンションの管理会社から訴訟で解決するほかないと指摘を受けたことを踏まえ、客観的なデータを残すほかないと考え、自らMDプレーヤーなどを購入したり、騒音計のリースを受けるなどし、平成16年9月21日以降、騒音計をリビングダイニングのほぼ中心から廊下寄りの位置で、天井から約70cm×1mの位置に設置し、C特性で測定した。耳の感度に近似するのは、A特性であり、財団法人建材試験センターによる試験の結果、原告の測定した床衝撃系騒音についてC特性をA特性に補正するためには、補正量がマイナス12dB程度であることが判明したため、これによつて補正すると、平

成17年7月31日までの間はほぼ毎日本件音が原告住戸に及んでおり、その程度は、50～65dB程度のものが多く、午後7時以降、時には深夜にも原告住戸に及ぶことしばしばあつたこと、本件音が長時間連続して原告住戸に及ぶこともあつたことが明らかになつた。少なくとも被告の長男が原告住戸に居住するようになつた平成16年4月ころから上記騒音計を設置するまでの状況も同様であつたと考えられるし、平成17年8月以降も、本件音の測定自体は十分にはされていないが、被告が同年1月17日に妻、長男と共に退去するまでの状況はほぼ同様であつた。なお、同年になってからは、被告の長男が保育園に通うようになり、保育園に行つている間は、本件音は、原告住戸に及ばなくなつた。また、被告は、原告住戸の床にマットを敷いたものの、その効果は明らかではない。

本件音と被告の上記対応につき、原告は、精神的に悩み、原告の妻には、同年10月7日、咽喉頭異常感、食思不振、不眠等の症状も生じたため、原告の妻は倉科内科クリニックで通院加療を受けた。

原告は、同年4月8日、被告に対し、騒音の差止め及び損害賠償を求める旨の調停

を求めたが、被告は、これに応じなかつたため、調停不成立により、調停は終了した。上記認定事実に基づき、本件音が一般社会生活上原告が受忍すべき限度を超えていれるか否かについて判断する。なお、本件音のようないまんションの階上からの生活音については、本件条例136条は適用にはならない。

本件音は、被告の長男（当時3～4歳）が廊下を走ったり、跳んだり跳ねたりするときに生じた音である。本件マンション2階の床の構造によれば、1重量床衝撃音遮断性能（標準重量床衝撃源使用時）は、LH・60程度であり、日本建築学会の建築物の遮音性能基準によれば、集合住宅の3級すなわち遮音性能上やや劣る水準にある。本件マンションは、3LDKのファミリー向けであり、子供が居住することも予定している。しかし、平成16年4月ころから平成17年11月17日ころまで、ほぼ毎日本件音が原告住戸に及んでおり、その程度は、かなり大きく聞こえるレベルである50～65dB程度のものが多く、午後7時以降、時には深夜にも原告住戸に及ぶことがしばしばあり、本件音が長時間連続して原告住戸に及ぶこともあったのであ

るから、被告は、本件音が特に夜間及び深夜には原告住戸に及ばないように被告の長男をしつけるなど住まい方を工夫し、誠意のある対応を行うのが当然であり、原告の被がそのような工夫や対応をとることに対する期待は切実なものであつたと理解することはできる。そうであるにもかかわらず、被告は、床にマットを敷いたものの、その効果は明らかではなく、それ以外にどのような対策を採つたのかも明らかではなく、原告に対しても、これ以上静かにすることはできない、文句があるなら建物に言つてくれと乱暴な口調で突っぱねたり、原告の申入れを取り合おうとしなかつたのであり、その対応は極めて不誠実なものであつたということができる、そのため、原告は、やむなく訴訟等に備えて騒音計を購入して本件音を測定するほかなくなり、精神的にも悩み、原告の妻には、咽喉頭異常感、食思不振、不眠等の症状も生じたのである。

以上の諸点、特に被告の住まい方や対応の不誠実さを考慮すると、本件音は、一般社会生活上原告が受忍すべき限度を超えるものであったというべきであり、原告の苦痛を慰謝すべき慰謝料としては、30万円が相当であるというべきである。

本件事案の内容、審理経過、認容額等を考慮すると、本件による弁護士費用として、被告に対して損害賠償を求め得る額は6万円と認めるのが相当である。

2 以上の次第で、原告の請求は主文1項掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する（なお、被告は、本件訴訟係属後、弁論準備手続期日に連絡することなく出頭しないことがあり、当裁判所は、平成19年6月26日の弁論準備手続期日において、弁論準備手続を終結させ、同年8月10日の口頭弁論期日において、原告と被告の各本人尋問を行うことを決定し、上記弁論準備手続期日に出頭していた被告に対し、同年7月13日までに陳述書を提出し、本人尋問の申出書を提出すること、上記口頭弁論期日には必ず出頭するように指示し、被告が上記期限内に上記陳述書及び申出書を提出しないので、裁判所書記官は、被告に対し、上記陳述書及び申出書の提出を催促するととも

に、上記口頭弁論期日には必ず出頭するよう連絡したが、被告は、上記陳述書及び申出書を提出せず、上記口頭弁論期日にも出頭しなかつたものである。

裁判官

4. ブラブレル防止・解決のための事案分析および解説

4. 1 床衝撃音トラブルの典型的な事例

本事案は、集合住宅での上階からの音、すなわち床衝撃音に関するトラブルの典型的な事例である。その一番の原因是、上下階の住民間に全く交流がないことである。片廊下タイプの集合住宅

であつたため、もともと上下間で行き来が出来にくく面があつたことや、所有形態が上階が賃貸、下階が分譲という違いがあつたことも関係はしているが、何より、上階の住人が入居時に下階へ何の挨拶もなかつた事である。いきなり音が上階から響き始めれば、誰でも反感を感じてしまうのは仕方のないことである。また、下階の住人も、音に注意をするよう呼びかけるチラシをいきなりマンションに配布しており、これは相手に敵対的意識を植え付けるだけの結果となる。このように、お互いが交流する中で問題を解決してゆこうとする姿勢が、上下階の居住者両方に欠けていたというのだが、トラブル発生の大きな要因であるといえる。交流のない状態で相手に対する敵意だけが増大してしまうと、初めて顔を合せて話をすると時には売り言葉に買い言葉の応酬となり、ますます相手に対する怒りや憎しみが激しくなって、時には突発的な事件になることさえある。このように当事案は、床衝撃音トラブルが発生する典型的な状況を例示している。

床衝撃音のトラブルに関して、一般的に下階の住人はこれを騒音問題と捉えている。すなわち、上から響く音が大きいから自分たちは被害を受けていると思つてはいる。一方、上階の居住者はこのトラブルを煩音問題と思つてはいる。下階の住人が音に敏感で、大した音でもないのに苦情を言い募り、自分たちはその被害者だ

と感じている。この当事者双方が被害者という矛盾も床衝撃音トラブルの特徴の一つであり、逆に下階住人が煩音問題として、上階住人が騒音問題としてこれを捉えることが出来るようになれば、この問題は大きく解決に向かう。その認識の変化を促す場といふものが必要なのである。

4. 2 集合住宅における子どものしつけ

この裁判は新聞等で大きく取り上げられた。その理由は、判決文の中で、「夜間及び深夜には原告住戸に（音が）及ばないよう被告の長男をしつけるなど住まい方を工夫し、誠意のある対応を行うのが当然である」と述べたことによる。最近の集合住宅での床衝撃音性能は、後述しているように格段に良くなっているが、社会には、以前に建てられた性能不十分の集合住宅が多数残っている。そこで暮らす人々にとって、下階に音が響かないよう子どもをしつけるのは当然であると裁判所が言い切ったことは、自分たちの生活への影響が大変に大きないと感じたことが、大きな反響を呼んだ理由である。集合住宅では、子どもが走り回らないよう、ドンドン飛び跳ねないように常に子どもに言い聞かせ、室内では静かにしているようにしつけなければならないことになる。そうしないと、下の階から訴えられた時に、自分たちの落ち度になるというふうに理解されるからである。しかし、これは新聞のミスリードの面が強く、例示とした「（子どもを）しつけるなど住まい方を工夫し」に注目が行つてしまつたが、判決文の真意はその後の「誠意のある対応を行うのが当然である」ということだったと考えられる。そのため、判決でも誠意ある対応を示さない被告に対して厳しい決定を示している。

これは既に述べた「子どもの声」についての騒音が否かの議論と似ている。大事なことは、子どもの声を騒音と捉えられないよう誠意ある対応が求められているということである。

4. 3 床構造と床衝撃音性能

本事案では、上階からの床衝撃音の大きさが争点の一つとなつてのことから、工学的な見地から床衝撃音の性能と床構造の関係について解説しておく。

まず、床衝撃音には2種類あり、軽量床衝撃音と重量床衝撃音である。重量と軽量の区別は、床に衝撃を与える衝撃源の違いを表している。ハイヒールのかかとなど軽くて硬いものの衝撃で下階に音が発生するのが軽量床衝撃音、重くて柔らかいものの衝撃で発生するのが重量床衝撃音であり、子どもの飛び跳ねや走り回りの音は重量床衝撃音の代表である。なぜ、このような区別をするかといえば、その特性が異なるためである。軽量床衝撃音は床に柔らかいものを敷けば音は下に殆ど響かなくなるが、重量床衝撃音ではこのような効果は全くない。重量床衝撃音は、床のコンクリートの厚みを厚くしない限り小さくならないのである。この床の厚みと床衝撃音の性能の関係は、表6-2に示す通りであり、当事例のように床厚が150mmではL-55（判決では一段悪いL-60と判示）程度、200mmではL-50程度となる。それらの性能の生活実感との対応は表6-3の通りであるが、厚みが200mm程度あつても子どもの足音などは小さく響くことになるため、生活時間帯の違いなどによつては苦情が発生しトラブルになることもある。集合住宅の居住者は、まずは自分の住んでいる建物の性能がどれくらいかを知るところから始めないと、

表6-2 床の厚みと重量床衝撃音性能の関係 (RC構造)

床スラブ厚 (mm)	L等級
120	L-60
150	L-55
200	L-50
250	L-45

表6-3 L等級と生活実感の対応

L等級	L-40	L-45	L-50	L-55	L-60	L-65
生活実感との対応	人の走り回り、飛び跳などの音など	かすかに聞こえるが、遠くから聞こえる感じ	聞こえるが、意識するることはあまりない	小さく聞こえる	聞こえる	よく聞こえる
	生活実感や上階の様子	気配を感じるが、気にはならない	上階の生活が多少意識される状態	上階の生活状況が意識される	上階の生活行為がある程度わかり	上階の生活行為がわかる

誠意ある対応を行ふことも困難となる。

4. 4 これまでの床衝撃音判決の推移

床衝撃音に関する訴訟が最初に提起されたのは平成2年であり、判決はその翌年に言い渡された。訴訟内容は、マンション1

0階の住人が絨毯床をフローリングに張り替えたため、子供の走り回りの音が響き生活妨害を受けたとして、9階住人が絨毯敷きへの復旧と慰謝料を求めたものである。一時期大きな社会問題にもなった、いわゆる「フローリング問題」の事例である。判決では、中学2年生がスキップ走行したときで少し気になる程度であり、子供の飛び跳ね、駆けずり回りは短時間であり、日常生活上やむを得ないと判定して原告敗訴となつた。まだ社会が音の問題に対しても寛容であった時代の判決であるが、当事案の判決内容に書かれている床衝撃音への認識と比べると隔世の感がある。その後、何件かの床衝撃音に関する訴訟が提起されたが、多くは、被害を訴えた原告側の敗訴となつていて、当事案が、実質上初めて床衝撃音訴訟で下階の原告側が勝訴した事例であるが、先に述べたように、被告側が裁判に出席しない状況であり、これに対する懲罰的な意味合いの強い判決となつていて、したがつて、純粹に床衝撃音性能だけが論点となつて下された判決ではないことには注意を要する。

床衝撃音の訴訟で、原告側勝訴の判決が出にくい理由は、その波及性にある。仮に下階の原告の主張を認め、一定の音量以上の場合に受忍限度を超えるとする判決が出た場合には、同種の訴訟事案を頻繁に誘発する可能性がある。それ故、受忍限度は音量だけでなく、あらゆる条件を考慮に入れて総合的に判断するべきも

のとして、歯止めをかけている。また、判決ではなく調停による決着を裁判所が強く勧めるという状況もよくみられ、音に関する判示を避ける傾向があり、これはN.O. 2の事案で既に述べた通りである。